# 第3章 災害復旧計画

# 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

(全部局)

## 第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取組むとと もに、適切な役割分担により、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防 止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。

また、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るための基本方針を決定するとともに、その推進にあたっては、必要に応じ他の地方公共団体の支援を要請する。

## 第2 主な活動

- 1 原状復旧又は計画的復興かについて、基本方向を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の地方公共団体への支援を求める。

## 第3 活動の内容

- 1 復旧・復興の基本方針の決定
- (1) 基本方針

市及び県は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を、早急に決定し実施に移す。

#### (2) 実施計画

ア 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに 連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長 期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・ 復興の基本方針を定め、早期に市民に周知する。

- イ 被災地の復旧・復興は、市民の意見を尊重しつつ協働により計画的に行う。
- ウ 市民は市及び県の復旧、復興の基本方針の決定に積極的に協力する。

## 2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

## (2) 実施計画

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

# 第2節 迅速な原状復旧の進め方

(関係部局)

## 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず 公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 関係機関、関係団体等は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

## 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災状況に応じ、県又は他市町村からの職員派遣の要請・受入れを行う。

## 第3 活動の内容

- 1 被災施設の復旧等
- (1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために、関係機関・団体は、被災施設の迅速、円滑で再度の災害防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

## (2) 実施計画

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、選択する事業の優先順位を定める とともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画 等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、 早期に復旧できるよう体制等を強化する。

- イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止 する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- ウ 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害 (以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長 から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘 案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行 に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行 うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- エ 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する 道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ

当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

- オ 大雨等に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- カ ライフラインである交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限り地区 ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- キ 他の機関との連携により、複数の機関により分担して事業を実施することが 適当と認められる場合には総合的な復旧事業の推進を図る。
- ク 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害防止及び復旧事業の効果等 具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。
- ケ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助を受けて行う事業については、復旧事業計画を速やかに作成する。
- コ 復旧事業に要する費用について補助を受ける場合は、復旧事業費の申請額の 算出を行うとともに、採択を受けるため速やかに災害査定を受けるよう努める。
- サ 特に、緊急に査定を受ける必要がある事業については、直ちに緊急査定が受けられるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- シ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努めるともに、復旧、復興事業からの暴力団排除を徹底する。

#### 2 災害廃棄物の処理

## (1) 基本方針

災害から速やかに復帰し生活を再建するうえで、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

被災地域の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

#### (2) 実施計画

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を 勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計 画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと 等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を実施し、災害廃棄物の適正 かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃 棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実 施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を 行う。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、次の事項について留意する。

(ア) 災害廃棄物の適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努

める。

- (イ) 復旧・復興計画を考慮し、計画的に実施する。
- (ウ) 環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。
- イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

## 3 職員派遣

## (1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、対応にあたり、人員の確保が困難となる場合には、県や他の市町村に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生 及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

- ア 職員の活用によっても、災害復旧になお人員が不足する場合、県や、「長野県 市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期 間、受入体制を明示し、職員の派遣を要請する。
- イ 被災市町村から要請を受けたときは、「長野県市町村災害時相互応援協定」 に基づき、職員を派遣する。

# 第3節 計画的な復興

(関係部局)

## 第1 基本方針

災害等により地域が壊滅状態となり、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合に、被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成して、市民の理解を求め、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを推進する。

## 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を速やかに実施する ための復興計画の作成並びに体制の整備を図る。
- 2 再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも 配慮した防災まちづくりを推進する。
- 3 各機関は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)が発生した場合には、連携し復興の促進を図る。

## 第3 計画の内容

- 1 復興計画の作成
- (1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市の構造や 産業基盤の改革を要する等、多くの機関が関係する高度、複雑かつ大規模な復興 事業を、速やかに実施するための復興計画を作成する。

この計画は、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療・福祉、 教育、地域産業等の継続性を考慮する必要があり、その検討組織等には、男女共 同参画等の観点から女性、障がい者、高齢者等の参画を図る。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが、被災者の心の健康の維持を含め物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、コミュニティの維持、回復や再生に十分配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

#### (2) 実施計画

関係機関、関係団体等との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を 得つつ、迅速かつ的確に復興計画を作成する。

- 2 防災まちづくり
- (1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階において、まちのあるべき姿を明確にし、将来、悔いの残ることのない、市民の安全と環境保全等にも配慮し、女性、高齢者、障がい者等の意見を反映した防災まちづくりを、市民の理解を得つつ実施する。

## (2) 実施計画

ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整備事業及び市街 地再開発整備事業の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能 の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等に定める国等の支援策を活用するとと もに、市民生活の早期の再建の観点から、防災まちづくりの方向について、で きるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努める。

- イ 防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標 とするとともに、次の事項に留意する。
  - (ア)都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等の防災面からの観点だけでなく、地域の環境保全、レクリェーション空間の確保、景観形成に資することを市民に対して十分説明し、理解と協力を得るよう努める。
  - (イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。
  - (ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
  - (エ)復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る)、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
  - (オ) 時代の流れにふさわしい地域の新たな方向性を見出すため、可能な限り市 民参加によることとし、市民の意見を的確に反映させるものとする。そのた め、市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジ ュール、被災者の選択肢等の施策情報を提供し、市民が主役となるまちづく りを進める。
  - (カ) 女性、高齢者、障がい者等の意見が反映される環境の整備に努める。
  - (キ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者に対し適切に 解体等を行うよう指導、助言する。
  - (ク) 市民は、再度の災害防止、より安全で快適なまちづくりが、自らはもちろん、次代を担う子供達にとって将来のまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

(ケ)情報収集で得た航空写真、画像等については、ライフライン施設等の被災 状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて情報提供に努 める。

## 3 特定大規模災害からの復興

## (1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造や産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

- ア 市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。
- イ 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- ウ 特定大規模災害からの復興に必要な場合、県に対し職員の派遣を要請する。

# 第4節 資金計画

(企画財政課)

## 第1 基本方針

災害復旧についての資金に対する需要を速やかに把握し、適切、効果的な資金の 融通調達を行うために必要な措置を講ずる。

## 第2 主な活動

地方債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等、必要な財源確保策を講ずる。

## 第3 活動の内容

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金、補助金のほか、増大する 臨時的経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

- 1 地方債
  - 災害対策事業債 災害復旧事業債 歳入欠かん債
- 2 地方交付税普通交付税の繰上交付特別交付税での措置
- 3 一時借入金 災害応急融資

# 第5節 被災者等の生活再建等の支援

(関係部局)

## 第1 基本方針

災害を受けた市民の生活安定のため、住宅対策や被災者生活再建支援法の適用等、 各般にわたる救護措置を講ずることにより市民生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住宅の確保、生活資金等の支給や、その迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、心身のケア等の生活全般やコミュニティの維持回復にわたるきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者 台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知る ことができる環境の整備に努める。

## 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援、及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、 市営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、災害援護資金の周知を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労 災保険給付等の周知を行う。
- 5 被災した低所得者に対し、必要に応じ生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害 見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し、適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき市税等の徴収猶予及び減免措置等を行う。
- 9 国民健康保険加入者の被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する罹災証明書の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等を支援するための相談窓口の設置及び広報を行う。

## 第3 活動の内容

- 1 住宅対策
- (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害市営住宅の建設等を行うとともに、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、市外の市町村に避難した被災者がいる場合には、それらの者に対して も、必要な情報や支援・サービスを提供する。

#### (2) 実施計画

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要なり 災証明書の発行を行う。

#### イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは、一市町村の区域内で200戸以上又は1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害市営住宅の建設を行う。

ウ 既存の市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、 市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

- オ 市外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要 な情報や支援、サービスを提供する。
- 2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興
- (1) 基本方針

被災者に対し、一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に適用される、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度に基づき、生活再建の支援を行う。

## (2) 実施計画

- ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに地域振興局長へ報告する。
- ウ 被災者に対し申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- エ 被災者に対し被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。
- オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
- 3 生活福祉資金(災害援護資金等)の貸付
- (1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金(災害援護資金等)の貸付制度の周知を行う。

### (2) 実施計画

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知と活用促進を図るとともに、必要に応じ貸付金の償還に係る利子補給等の被災者の負担軽減措置を講ずる。

#### 4 被災者の労働対策

## (1) 基本方針

被災により離職を余儀なくされた者等の雇用確保について、関係機関と連絡を とり、相談窓口等を開設する。

#### (2) 実施計画

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、公共職業安定所の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び職業転換給付金制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。

## 5 生活保護

## (1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最 低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

## (2) 実施計画

被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、 教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を 助長する。

6 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交 付

## (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体 に著しい障がいを受けた者に災害障がい見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して支給される災害援護資金貸付制度の周知を行う。

#### (2) 実施計画

ア 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給

大町市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を、また、障がいを受けた市民に災害障がい見舞金を支給する。

イ 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用される災害等により、一定の負傷、住居の被害を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

## 7 被災者に対する金融上の措置

#### (1) 基本方針

災害の状況、賃金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融 上の措置を行う。

#### (2) 実施計画

被災者に対する金融上の措置等について、関係機関へ災害の状況に応じた措置を講じるよう要請する。

## 8 税の徴収猶予及び減免

#### (1) 基本方針

災害による被災者に対し、納入すべき市税等の徴収猶予、減免を行い、被災者 の生活の安定を図る。

## (2) 実施計画

## ア 税の期限の延長

地方税法又は市税条例等に基づき、申告、申請、請求その他の提出又は納付、若しくは納入に関する期限の延長を行う。

(ア) 災害救助法が適用される災害

市長が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) その他の災害

市長が必要と認めるときは、納税者の申告により地域及び期日を指定して期限を延長する。

#### イ 徴収猶予

市長が市税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申告に基づきその徴収を猶予する。

#### ウ 減免等

市長が市税等の減免が必要と認めるときは、納税者の申告に基づき減免を行う。

## 9 医療費の一部負担金、保険税の減免等

## (1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担 金、保険税の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に 重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合等、療養給付を受ける場合の 一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料 の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

## 10 罹災証明書の交付

## (1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早急に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を 行う。

#### (2) 実施計画

災害による住家等の被害程度調査や、罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

#### 11 被災者台帳の作成

## (1) 基本方針

災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者の関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

## (2) 実施計画

必要に応じて、被災者の被害状況や、各種支援措置の実施状況、配慮を要する 事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者に対する総合的かつ効率 的な援護の実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災 者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

## 12 被災者支援に関する相談窓口の設置、周知、連絡体制の構築

#### (1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のため、相談窓口を設置し、広く市民に周知する。

## (2) 実施計画

ア 市が行う支援対策について、必要に応じ被災者の相談窓口を設置する。

- イ 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するもの とする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- ウ 市民に対し、掲示板、広報誌、広報車等を活用し広報を行う。
- エ 支援対策について、報道機関に発表し、市民に対してテレビ、ラジオ、新聞 等による広報を依頼する。

# 第6節 被災中小企業等の復興

(農林水産課、商工労政課)

## 第1 基本方針

被災農林漁業者及び中小企業等の事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の措置を講ずるとともに、事業再開に向けた相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

## 第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の融通等を円滑に実施する。
- 2 事業再開に向けた相談体制を整備する。

## 第3 活動の内容

- 1 被害農林事業者に対する支援
- (1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、融資制度等について相談体制を整え、総合的支援を図る。

#### (2) 実施計画

県、関係機関・団体等と連携し、金融上の特別措置等の周知を図るとともに、 効率的な運用が図れるよう配慮する。

#### 2 被災中小企業者に対する支援

#### (1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況及び再建のための資金需要等の 把握に努めるとともに、必要な資金の融通の円滑化等、迅速かつ的確な災害復旧 対策を推進する。

- ア 商工会議所及び中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置に ついて被災中小企業者に対し、周知徹底を図る。
- イ 被災地を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- ウ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れに際して、債務の保証等 について円滑な実施を要請する。
- エ 商工関係機関・団体による連絡会議を、必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

# 第7節 被災した観光地の復興

(観光課)

## 第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、県、関係機関等と 連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行 う。

## 第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、県、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

## 第3 活動の内容

- 1 被災した観光地に対する支援
- (1)国、県、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、 ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防 止対策を推進する。
- (2) 国、県、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。
- (3) 観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。